

伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策  
の推進に関する条例の制定について

伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に  
関する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

自転車の安全な利用の促進と放置の防止に係る施策を総合的に推  
進することにより、自転車に係る交通の安全並びに駅周辺等の災害  
時の機能の確保及びまちの美観の維持を図り、市民の安全で良好な  
生活環境の形成に資するため。

伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策  
の推進に関する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 自転車の安全利用の促進（第4条—第14条）
- 第3章 自転車等の放置の防止（第15条—第22条）
- 第4章 自転車等駐車場の整備（第23条—第31条）
- 第5章 自転車等対策審議会（第32条）
- 第6章 雑則（第33条—第36条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関し、伊丹市（以下「市」という。）、自転車の利用者、事業者等の責務を明らかにし、市の施策を総合的に推進することにより、歩行者等の通行の安全その他自転車の利用に係る交通の安全を確保するとともに、駅周辺等における災害時の円滑な避難及び緊急活動を確保し、並びにまちの美観の維持を図り、もって市民の安全で良好な生活環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体をいう。

(5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、国、兵庫県、関係団体及び事業者との連携を図りながら、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。

## 第2章 自転車の安全利用の促進

(市による自転車に係る安全教育等)

第4条 市は、兵庫県、関係団体及び事業者と連携し、自転車の利用者に対して、自転車の安全利用に関する教育を積極的に行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、市民が、自転車の安全利用及び歩行者等の安全な通行のための知識を習得し、交通安全に関する意識を高めるため必要な啓発を行うものとする。

3 関係団体及び事業者は、前2項の市の施策に協力するよう努めなければならない。

(安全利用に係る自転車利用者の責務)

第5条 自転車の利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して、同法その他関係法令を遵守し、歩行者等に危害を及ぼさないようにする等、自転車の安全利用に努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する子に対し、自転車の安全利用に関する指導を行い、安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。）は、児童及び生徒に対し、当該学校における

教育活動として、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

(安全利用に係る事業者の責務)

第8条 事業者は、通勤のため自転車を利用する従業員及びその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車の小売業者は、自転車の販売又は点検整備を行うに当たっては、顧客に対し、自転車の取扱い方法並びに防犯登録、点検整備及び損害賠償責任保険への加入等、自転車の安全利用等に関する情報を提供するよう努めるとともに、これらの行為の勧奨に努めなければならない。

(点検整備)

第10条 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、その利用し、又は所有する自転車の点検及び整備を定期的に行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する子の利用する自転車の点検及び整備を定期的に行うよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第11条 保護者は、その保護する子(13歳未満の者に限る。)を自転車に乗車させるときは、当該子に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(損害賠償責任保険への加入)

第12条 自転車の利用者等は、自転車事故に係る損害賠償責任保険への加入に努めなければならない。

2 保護者は、その保護する子の自転車事故に係る損害賠償責任保険への加入に努めなければならない。

(点検整備等に係る情報提供等)

第13条 市は、前3条の規定による行為が促進されるよう、市民に対し、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

(道路交通環境の整備)

第14条 市は、歩行者等、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路交通環境の整備の方法等について検討し、必要な整備を行うよう努めるものとする。

第3章 自転車等の放置の防止

(放置防止に係る施策)

第15条 市は、歩行者等及び自転車利用者の通行の支障の除去並びに災害時の円滑な避難及び緊急活動の確保、並びにまちの美観の維持のため、市民及び事業者等と連携して、自転車の放置の防止に係る実効的な施策の検討に努めるとともに、必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、前項の市の施策に協力するよう努めなければならない。

(放置の防止に係る自転車等の利用者の責務)

第16条 自転車等の利用者は、自転車等の放置が、歩行者等の通行及び災害時の避難等の支障となり、かつ、まちの美観の維持を損なうものであることを認識するとともに、自転車等の放置により、良好な生活環境を悪化させてはならない。

(自転車等放置禁止区域の指定等)

第17条 市長は、自転車等駐車場が整備されている地域で、第1条の目的を達成するために特に自転車の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、放置禁止区域の解除及びその区域の変更について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第18条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置

してはならない。ただし、市長が特に必要と認めたものは、この限りでない。

(放置禁止区域内の放置自転車等の措置)

第19条 市長は、放置禁止区域内において放置された自転車等をあらかじめ定めた場所に移送し、保管することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等の措置)

第20条 市長は、放置禁止区域外においても、良好な生活環境等が確保されないと認めるときは、放置された自転車等に対し、当該自転車等の利用者が自ら除去すべき旨の警告札等を取り付けることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後、なお放置されている自転車等については、あらかじめ定めた場所に移送し、保管することができる。

3 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の措置を経ないで前項の措置を講ずることができる。

(保管した自転車等の措置)

第21条 市長は、前2条の規定により保管した自転車等については、保管場所等規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者等に返還するための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、保管した自転車等の利用者等が確認できるものについては、当該自転車等の利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

3 市長は、前2条の規定により保管した自転車等につき、前2項の措置を講じた後、第1項の規定による告示の日から起算して1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却する

ことができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第22条 市長は、第19条の規定に基づき自転車等を送り、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

#### 第4章 自転車等駐車場の整備

(鉄道事業者の責務)

第23条 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、市との協力体制の整備に努めるとともに、市から自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、市の施策に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第24条 官公署、学校その他の公益的施設の設置者及び大型店舗等(百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。以下同じ。)の設置者は、周辺の土地利用を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、市の施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車等駐車場の設置)

第25条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域(以下「商業地域等」という。)の地域内において、大型店舗等を新築又は増築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、自転車等駐車場を設置しなければならない。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第26条 前条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車

できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第27条 第25条の規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第28条 この条例の施行後、新たに商業地域等となった地域内において、当該地域となった日から起算して6月以内に大型店舗等の新築又は増築の工事に着手した者については、第25条の規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第29条 第25条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第30条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第31条 市長は、第25条、第26条又は第29条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。



3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

## 第5章 自転車等対策審議会

(伊丹市自転車等対策審議会)

第32条 市に、伊丹市自転車等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、自転車の安全利用の促進に関する事項及び自転車等の駐車対策の推進に関する事項を調査審議し、答申する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域活動を行う団体を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 事業者
- (6) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申の日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

(表彰)

第33条 市長は、自転車の安全利用の促進又は自転車等の駐車対策の推進に寄与したと認められる活動を行ったものを表彰することができる。

(罰則)

第34条 第31条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第27条の規定に違反した者及び第30条第1項の規定による

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条から第13条までの規定は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第25条中「自転車等駐車場」とあるのは「自転車等駐車場（第2条第5号の規定にかかわらず、一定の区画を限って設置される道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設をいう。以下この章において同じ。）」と読み替え、第26条中「自転車等」とあるのは「自転車」と読み替えるものとする。

(伊丹市自転車の駐車秩序に関する条例の廃止)

3 伊丹市自転車の駐車秩序に関する条例（昭和58年伊丹市条例第3号）は、廃止する。

(伊丹市自転車の駐車秩序に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例による廃止前の伊丹市自転車の駐車秩序に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした命令、告示、移送、保管その他の行為は、この条例の相当規定により市長がした命令、告示、移送、保管その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定により指

定されている自転車放置禁止区域は、第17条第1項の規定により指定された自転車等放置禁止区域とみなす。

6 この条例の施行の日前に旧条例第9条の規定により市長に対してなされた届出は、第27条の規定により市長に対してなされた届出とみなす。

7 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

